

社会福祉法人歓びの園公印管理規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人歓びの園（以下「法人」という。）の公印管理について、必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

第2条 公印の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理事長実印
- (2) 法人銀行印
- (3) 施設長印

(公印の名称、寸法、管理者)

第3条 公印の名称、形状寸法および管理者は、別表のとおりとする。

(管 理)

第4条 管理者は、公印の管理に万全を期さなければならない。

2 公印は、常に施錠できる堅固な箱に収め、一定の場所において管理しなければならない。

3 公印は、特に管理者の承認を受けた場合のほか、管理する場所以外に持ち出してはならない。

(公印の調整、改刻および手続き)

第5条 第3条に規定する公印を調整、もしくは改刻し、または廃止しようとするときは、事前に、理事長の承認を得なければならない。

2 管理者は、その管理する公印について、紛失または破損等が生じたときは、直ちに、理事長に届け出なければならない。

(公印の使用)

第6条 公印は、法人の文書以外に使用してはならない。

2 公印を使用する役員または職員は、承認済の起案書に公印を押印すべき文書を添えて、管理者に提示し、その承認を受けなければならない。また、公印を押印するときは、事前に公印使用簿に記入しなければならない。

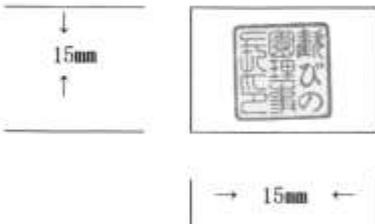
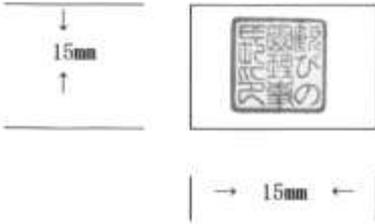
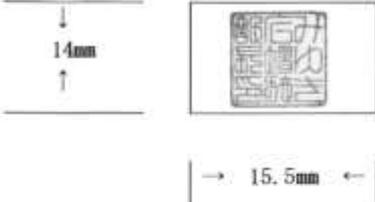
3 公印は、文書の真実性を明確に表現するものであるから、その取扱は慎重にしなければならない。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別 表

公印の名称、形状寸法および管理者

公印の名称	形状寸法	管理者
社会福祉法人歓びの園 理事長実印		理 事 長
社会福祉法人歓びの園 理事長銀行印		施 設 長
みゆき広場施設長印		施 設 長

(注) 形状寸法の欄については、印影を表示すること。